

登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（附則第四十五条関係）

改正案		現行	
別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表			
登記、登録、特許、免許、許可、認可、指定又は技能証明の事項 一〇十九（略）	課税標準	課税標準	
	税	税	
十九の二 特定目的会社の登記 一〇十九（略）			
十九の二 特定目的会社の登記 一〇十九（略）			
一 特定目的会社の設立の登記 申請件数 一件につき三万円			
一 特定目的会社の設立の登記 申請件数 一件につき三万円			
別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表			
登記、登録、特許、免許、許可、認可、指定又は技能証明の事項 一〇十九（略）	課税標準	課税標準	
	税	税	
十九の二 特定目的会社の登記 一〇十九（略）			
十九の二 特定目的会社の登記 一〇十九（略）			
一 特定目的会社の設立の登記 申請件数 一件につき三万円			
一 特定目的会社の設立の登記 申請件数 一件につき三万円			

(三) 投資信託及び投資法人に関する登記 (一)・(二) (略)	二十五 証券会社、外国証券会社又は投資信託委託業者の登録又は認可	二十、二十四の五 (略)	(一) 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二十九条項(定義)に規定する投資法人につきその本店の所在地においてする設立の登記 (二)・(三) (略)	申請件数	一件につき三万円
				申請件数	一件につき二万円
(三) 投資信託及び投資法人に関する登記 (一)・(二) (略)	二十五 証券会社、外国証券会社又は証券投資信託委託業者の登録又は認可	二十、二十四の五 (略)	(一) 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二十一条項(定義)に規定する証券投資法人につきその本店の所在地においてする設立の登記 (二)・(三) (略)	申請件数	一件につき三万円
				申請件数	一件につき二万円

(三) 証券投資信託及び証券投資に関する登記 (一)・(二) (略)	二十五 証券会社、外国証券会社又は証券投資信託委託業者の登録又は認可	二十、二十四の五 (略)	(一) 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二十一条項(定義)に規定する証券投資法人につきその本店の所在地においてする設立の登記 (二)・(三) (略)	申請件数	一件につき三万円
				申請件数	一件につき二万円

<p>二十六、四十九（略）</p>	<p>する法律第六条（認可）に規定する投資信託委託業者の認可</p>		<p>円</p>
<p>二十六、四十九（略）</p>	<p>法人に関する法律第六条（認可）に規定する証券投資信託委託業者の認可</p>		<p>円</p>